

第4章 障害福祉サービスの見込量と確保のための方策 (障害福祉計画)

第1節 第6期障害福祉計画の概要

1. 計画の方向性

障害者総合支援法の目的や理念を踏まえ、誰もが等しく基本的人権を享有する個人として尊重され、その尊厳にふさわしい支援を行えるよう、以下の6点を障害福祉計画の方向性とします。

(1) 自己決定の尊重と意思決定の支援

障害のある人が、誰と、どこで、どのように暮らすかについて自ら決定することを尊重するとともに、住み慣れた地域で希望する生活が送れるように、障害福祉サービス、相談支援、地域生活支援事業の提供体制の整備を図り、障害者本人による意思決定の支援を促進します。

(2) 障害の種別によらない身近な地域でのサービス提供の実施

身体障害のある人、知的障害のある人、精神障害のある人はもちろん、発達障害や高次脳機能障害、難病患者等、障害のある人すべてに対する一元的な障害福祉サービスの充実・均てん化を図るとともに、制度の周知を図り、大阪府等の支援等を通じて格差のない障害福祉を提供します。

(3) 地域生活移行や就労支援等へのサービス基盤の整備

障害者等の自立支援の観点から、地域生活への移行や就労支援に関するサービスの提供体制を整備するとともに、地域生活を支援する拠点づくりや地域の社会資源を最大限活用して、障害のある人の生活を、地域全体で継続的に支援するシステムの構築に努めます。

また、精神病床における長期入院患者の地域生活への移行に向けて、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に取り組みます。

(4)	地域共生社会の実現に向けた取組み
------------	-------------------------

サービスや支援の「受け手」と「支え手」に分かれるのではなく、町民一人ひとりが地域の一員として、お互いに支え合いながら、主体的に地域をより良くする取組みを行えるよう、多機能協働の中核的機能や伴走支援を担う機能、相談支援と一体的に行う就労支援や居住支援などの社会参加に向けた支援、コーディネート機能などを備えた支援など、相談支援機能を充実させ、地域共生社会の実現に向けて取り組みます。

また、地域住民や関係機関との関係性の構築を通じ、事業所の利用者の安全確保に向けた防災・防犯対策や感染症対策など、地域共生社会の考えに基づき、障害者が安心して生活できる社会の実現に向けた取組みを進めます。

(5)	障害福祉人材の確保
------------	------------------

専門性を高めるための研修の実施、多職種間、他の公的な制度や障害福祉サービス以外の活動との連携の推進、障害福祉の現場の働きがいや魅力についての積極的な周知・広報等に取り組み、障害福祉人材の確保に努めます。

また、障害福祉人材の不足が全国的な問題であることに鑑み、町内外における新たな人材の発掘に向けて、町の体制の整備に加えて、国や都道府県においても人材不足の解消に向けた抜本的な取組みが行われるよう継続して求めてまいります。

(6)	障害者の社会参加を支える取組み
------------	------------------------

障害者が文化芸術を享受鑑賞し、または創造や発表等の多様な活動に参加する機会の確保、視覚障害者等の読書環境の整備、ユニバーサルデザインの推進による各種施設のバリアフリー化や情報保障等、ハード面・ソフト面での環境整備、事業所における支援人材の育成や関係者のネットワークの確保などに取り組み、障害者の地域における社会参加の促進に努めます。

また、農業分野との連携など、本町の地域性を活かした、障害者の新たな社会参加の場の創出について検討を進めるとともに、障害者が地域で暮らし、地域で活躍することができるよう、住民の理解促進や関係機関との連携・協力体制の確立に努めます。

第2節 成果目標の設定

第6期障害福祉計画においては、令和5年度を目標年度として、障害福祉サービス等の提供体制の確保に係る目標（成果目標）を設定するとともに、成果目標を達成するため、令和3年度から令和5年度までの各年度における障害福祉サービス等の種類ごとの必要な量（活動指標）を設定し、その見込量の確保のための方策を明らかにすることが必要とされています。

成果目標

第6期障害福祉計画においては、国の基本指針及び大阪府障がい福祉計画の基本的な考え方を踏まえ、次の7点を成果目標とします。

1. 施設入所者の地域生活への移行
 - ・ 地域生活移行者の増加、施設入所者の削減
2. 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築
 - ① 精神障害者の精神病床から退院後1年以内の地域における平均生活日数
 - ② 精神病床における1年以上長期入院患者数（65歳以上、65歳未満）
 - ③ 精神病床における早期退院率（入院後3か月時点、入院後6か月時点、入院後1年時点）
3. 地域生活支援拠点等が有する機能の充実
4. 福祉施設から一般就労への移行等
 - ① 就労移行支援事業所等を通じた一般就労への移行者等に関する目標について
 - ② 就労定着支援事業に関する目標について
5. 就労継続支援B型事業所における工賃の向上
6. 相談支援体制の充実・機能強化等
7. 障害福祉サービス等の質の向上を図るための取組みに係る体制の構築

1. 施設入所者の地域生活への移行

・ 地域生活移行者の増加、施設入所者の削減

【国】

地域生活への移行については、令和元年度末時点の施設入所者数の6%以上の地域生活への移行と、令和2年度末までの福祉施設の入所者の地域生活への移行実績が目標に満たないと見込まれる割合を加えて成果目標を設定することとされています。

施設入所者の削減数については、令和元年度末時点の施設入所者数の1.6%以上の削減と、令和2年度末までの施設入所者の削減数の実績が目標に満たないと見込まれる割合を加えて成果目標を設定することとされています。

【府】

地域生活への移行については、令和元年度末時点の施設入所者数の6%以上の地域生活への移行と、令和2年度末までの福祉施設の入所者の地域生活への移行実績が目標に満たないと見込まれる割合を加えて成果目標を設定することを基本としています。

施設入所者の削減数については、令和5年度末までに令和元年度末時点の施設入所者から1.6%以上削減することを基本としています。

【町】

上記の方針を踏まえ、町では令和5年度末時点の施設入所者数及び地域生活移行者数、削減数を次のとおりとします。

施設入所者の地域生活への移行		人数	備考
施設入所者数（第5期計画期間中）		20	令和元年度末時点（A）
地域生活移行者数	目標値	2	$(A) \times 6\%$
施設入所者の削減数	目標値	1	$(A) \times 1.6\%$

2. 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

① 精神障害者の精神病床から退院後1年以内の地域における平均生活日数

【国】

令和5年度末における、精神障害者の精神病床から退院後1年以内の地域における生活日数の平均を316日以上とすることを基本とします。

【府】

国の基本指針に沿って、同じ目標設定としています。

【町】

上記の方針を踏まえて、町においても、令和5年度末における、精神障害者の精神病床から退院後1年以内の地域における生活日数の平均を316日以上とすることを目標として取組みを進めてまいります。

② 精神病床における1年以上長期入院患者数（65歳以上、65歳未満）**【国】**

令和5年度末の精神病床における1年以上の長期入院患者数を、推計式を用いて、65歳以上と65歳未満に区別し設定します。

【府】

国の基本指針とは異なる設定となりますが、令和5年6月末時点での精神病床における1年以上の長期入院患者数の目標設定を、65歳以上と65歳未満に区別せず8,688人とし、各市町村においては、この目標値を1年以上の長期入院患者数で按分した数値を下限に目標設定するものとします。

【町】

町においては、上記の方針を踏まえ、大阪府から提示された次の数値を目標とします。

精神病床における1年以上 長期入院患者数	人数	備考
令和5年6月末時点の精神病床における1年以上長期入院患者数	16	大阪府の目標数値と、令和元年6月末の府内市町村の長期入院患者比により設定

③ 精神病床における早期退院率

（入院後3か月時点、入院後6か月時点、入院後1年時点）

【国】

令和5年度における入院後3か月時点の退院率を69%以上、入院後6か月時点の退院率を86%以上、入院後1年時点の退院率を92%以上とすることを基本とします。

【府】

国の基本指針に沿って、同じ目標設定としています。

【町】

上記の方針を踏まえて、町においても、令和5年度における入院後3か月時点の退院率を69%以上、入院後6か月時点の退院率を86%以上、入院後1年時点の退院率を92%以上とすることを目標として取組みを進めてまいります。

3. 地域生活支援拠点等有する機能の充実

【国】

令和5年度末までに各市町村または各圏域に少なくとも1つ以上の地域生活支援拠点等を確保しつつ、その機能の充実のため、年1回以上運用状況を検証及び検討することとされています。

【府】

国の基本指針に沿って、令和5年度末までに各市町村または各圏域に少なくとも1つ以上の地域生活支援拠点等を確保しつつ、その機能の充実のため、年1回以上運用状況を検証及び検討することとされています。

【町】

上記の方針を踏まえ、大阪府や近隣市町との情報交換を踏まえながら、令和元年度末をもって整備した地域生活支援拠点等の機能について、年1回以上の運用状況の検証及び検討に努め、更なる強化・充実に取り組みます。

4. 福祉施設から一般就労への移行等

① 就労移行支援事業所等を通じた一般就労への移行者等に関する目標について

【国】

令和5年度中に、就労移行支援等を通じた一般就労への移行者数を、令和元年度実績の1.27倍以上とすることを基本とします。

併せて、就労移行支援、就労継続支援A型及びB型について、各事業の趣旨、目的、各地域における実態等を踏まえつつ、それぞれに係る移行者数の令和5年度中の目標値を、令和元年度実績に比して、就労移行支援については1.30倍以上、就労継続支援A型については1.26倍以上、就労継続支援B型については1.23倍以上とします。

【府】

国の基本指針に沿って、同じ目標設定としています。

【町】

町においては、上記の方針を踏まえ、大阪府から提示された次の数値を目標として福祉施設から一般就労への移行等の推進を図ります。

就労移行支援事業所等を通じた一般就労への移行者の増加		人数	備考(内訳)					
福祉施設から一般就労への移行者	令和元年度実績	1	就労移行支援	1	就労継続支援A型	0	就労継続支援B型	0
	令和5年度目標値	2	就労移行支援	2	就労継続支援A型	0	就労継続支援B型	0
			就労移行支援:大阪府計画目標値 1,907 人のうち、本町の目標値とされた数値(1×1.30倍、小数点以下切り上げ)					

② 就労定着支援事業に関する目標について

【国】

就労定着支援の利用者数については、令和5年度における就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行する者のうち、7割が就労定着支援事業を利用することを基本とします。

さらに、就労定着支援の就労定着率については、就労定着支援事業所のうち、就労定着支援率が8割以上の事業所を全体の7割以上とすることを基本とします。

【府】

国の基本指針に沿って、同じ目標設定としています。

【町】

就労定着支援の利用者数については、上記の方針を踏まえて、町においても、令和5年度における就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行する者のうち、7割が就労定着支援事業を利用することを目標として取り組みます。また、就労定着支援の就労定着率については、町内に就労定着支援事業所が所在しないため目標値は設定しませんが、就労定着支援事業所の整備や、近隣市町に所在する就労定着支援事業所との連携を図るとともに、計画期間中に就労定着事業所が設立された場合には、就労定着支援率が8割以上の事業所を全体の7割以上とすることを目標として取り組みます。

5. 就労継続支援B型事業所における工賃の向上

【府】

個々の就労継続支援B型事業所において設定した目標工賃等を参考とし、大阪府自立支援協議会就労支援部会工賃向上委員会の意見を踏まえて設定することとしています。

【町】

上記の方針を踏まえて、町では管内の就労継続支援B型事業所において設定した目標工賃を踏まえた次の目標を設定します。

また、障害者優先調達推進法の趣旨を踏まえ、障害者施設等からの物品を調達する等の支援を行います。

就労継続支援B型事業所における 工賃向上		月額	備考
就労継続支援B型事業所における工賃 の平均額		10,765	令和元年度実績
就労継続支援B型事業所 における工賃の平均額	目標値	12,000	個々の就労継続支援B型事業所において設定した 目標値の平均値

6. 相談支援体制の充実・機能強化等

【国】

令和5年度末までに、各市町村または各圏域において、総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化を実施する体制を確保することを基本とします。

【府】

国の基本指針の趣旨を踏まえ、令和5年度末までに、すべての市町村において基幹相談支援センターを設置することを目標とします。

【町】

本町においては令和2年4月に基幹相談支援センターを設置しており、同センターを中心に、利用者や地域の障害福祉サービス等の実情を適切に把握し、地域の相談支援事業所等に対する専門的な指導や助言、人材育成の支援、相談支援事業所と保健、医療、福祉サービス等の関係機関との連携強化、主任相談支援専門員の計画的な確保や活用など、相談支援体制の強化・充実に引き続き取り組んでまいります。

7. 障害福祉サービス等の質の向上を図るための取組みに係る体制の構築

【国】

令和5年度までに、障害福祉サービス等の質を向上させるための取組みに関する事項を実施する体制を構築することを基本とします。

【府】

国の基本指針を踏まえ、令和5年度末までの目標として、次の事項を設定し、事業所等のサービスの質の向上を目指すものとします。

- ①障害者自立支援審査支払システム等でエラーの多い項目についての、集団指導の場での注意喚起
- ②不正請求の未然防止や発見のための、審査事務を担う市町村との連携体制構築
- ③都道府県等が実施する指定障害福祉サービス事業者及び指定障害児通所支援事業者等に対する指導についての、指定権限を有する市町村との課題や対応策についての協議の場の設置

【町】

上記の方針を踏まえて、審査体制の強化や関係機関との連携の強化、情報共有等に取り組み、各種研修なども活用し、障害福祉サービスの質の向上に努めてまいります。

また、広域福祉課が実施する障害福祉サービス事業者に対する指導監査の結果について、障害福祉担当職員への周知、意識付けを強化するため、定期的に情報を共有する体制を構築します。

第3節 活動指標（障害福祉サービスの見込量）の設定と 確保のための方策

1. 訪問系サービス

（1 か月あたり）

サービス	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	人	時間	人	時間	人	時間
居宅介護	25	570	27	610	29	650
身体障害者	8	300	9	320	10	340
知的障害者	6	100	6	110	6	120
精神障害者	9	120	10	130	11	140
障害児	2	50	2	50	2	50
重度訪問介護	1	120	1	120	1	120
身体障害者	1	120	1	120	1	120
知的障害者	0	0	0	0	0	0
精神障害者	0	0	0	0	0	0
同行援護	3	30	3	30	3	30
身体障害者	3	30	3	30	3	30
障害児	0	0	0	0	0	0
行動援護	2	20	2	20	2	20
知的障害者	1	10	1	10	1	10
精神障害者	0	0	0	0	0	0
障害児	1	10	1	10	1	10
重度障害者等包括支援	0	0	0	0	0	0
身体障害者	0	0	0	0	0	0
知的障害者	0	0	0	0	0	0
精神障害者	0	0	0	0	0	0
障害児	0	0	0	0	0	0

見込量確保のための方策

- 障害のある人が地域生活を送れるよう、障害福祉サービス等の内容について、令和2年度に開設した福祉相談支援室、基幹相談支援センターを中心に、相談支援事業所等と連携して分かりやすい情報提供を行います。
- 障害特性に応じたサービス提供ができるよう、相談支援事業所と連携し、地域自立支援協議会を通じて情報交換や学習機会を設け、サービス提供事業者の資質向上に努めます。
- 在宅生活を支援するため、訪問系サービスを適切に提供できるよう、事業所と連携しながらヘルパーの確保と質の向上に努めます。
- 難病等患者や医療的ケアの必要な重度障害者等の支援に対応できるよう、各機関が連携して支援体制を構築するとともに、事業所に対して各種研修等の情報提供を行います。
- 同行援護については、利用者の増加にも対応できるよう、事業所とヘルパーの確保に努めます。

2. 短期入所

(1 か月あたり)

サービス	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	人	人日分	人	人日分	人	人日分
短期入所(福祉型)	9	27	9	27	9	27
身体障害者	2	4	2	4	2	4
知的障害者	5	20	5	20	5	20
精神障害者	1	2	1	2	1	2
障害児	1	1	1	1	1	1
短期入所(医療型)	1	2	1	2	1	2
身体障害者	0	0	0	0	0	0
知的障害者	0	0	0	0	0	0
精神障害者	0	0	0	0	0	0
障害児	1	2	1	2	1	2

見込量確保のための方策

- 町内に受け入れ可能な事業所が少ないことから、近隣市町の施設との連携を強化し、サービス量の確保に努めるとともに、利用を希望する対象者に対しては、必要に応じた適切な情報提供を行います。
- 医療的ケアが必要な重度身体障害のある人も安心して利用できる事業所の情報収集に努め、相談者に対して適切な情報提供を行うように努めます。

3. 日中活動系サービス

(1 か月あたり)

サービス	令和 3 年度		令和 4 年度		令和 5 年度	
	人	人日分	人	人日分	人	人日分
生活介護	42	800	42	800	43	820
身体障害者	20	390	20	390	20	390
知的障害者	18	360	18	360	19	380
精神障害者	4	50	4	50	4	50
自立訓練	4	80	4	80	4	80
身体障害者	2	40	2	40	2	40
知的障害者	1	20	1	20	1	20
精神障害者	1	20	1	20	1	20
就労移行支援	10	180	11	200	12	220
身体障害者	0	0	0	0	0	0
知的障害者	4	80	4	80	4	80
精神障害者	6	100	7	120	8	140
就労継続支援A型	12	240	13	260	14	280
身体障害者	2	40	2	40	2	40
知的障害者	3	60	3	60	3	60
精神障害者	7	140	8	160	9	180
就労継続支援B型	33	660	35	700	37	740
身体障害者	6	120	6	120	6	120
知的障害者	17	340	18	360	19	380
精神障害者	10	200	11	220	12	240
療養介護	1	31	1	31	1	31
身体障害者	1	31	1	31	1	31
知的障害者	0	0	0	0	0	0
精神障害者	0	0	0	0	0	0
	人		人		人	
就労定着支援		2		2		2
身体障害者		0		0		0
知的障害者		1		1		1
精神障害者		1		1		1

見込量確保のための方策

- 就労移行支援は、一般就労への移行を積極的に進めることとし、今後も利用が増加することを見込んでいます。また、就労継続支援A型・B型についても、今後、利用が増加していくことを見込んでいます。
- 障害が原因で在宅生活が長引き、社会参加の機会の少ない方に対して、日中活動の場の情報提供を行います。
- 自立した社会生活を営むために必要な訓練が受けられるよう支援します。
- 可能な限り一般就労に向けた取組みを行うことを基本とし、障害者本人の意向を踏まえ、就労系サービスの利用につながるよう適切な相談支援を行います。
- 利用者にとって魅力のある障害福祉サービスが提供できるよう、事業所への情報提供を行い、利用希望者が適切にサービスを利用できる体制の構築に努めます。
- 就労定着支援については、近隣市町との連携を強化し、事業所の確保に努めます。

4. 居住系サービス

(1 か月あたり)

サービス	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	人	人	人
共同生活援助(グループホーム)	22	24	26
身体障害者	5	5	5
知的障害者	12	13	14
精神障害者	5	6	7
施設入所支援	22	23	23
身体障害者	11	11	11
知的障害者	10	11	11
精神障害者	1	1	1
自立生活援助	2	2	2
身体障害者	0	0	0
知的障害者	1	1	1
精神障害者	1	1	1

見込量確保のための方策

- 地域生活への移行を進めるとともに、障害のある人が住み慣れた地域での生活の場を確保するため、共同生活援助（グループホーム）事業者へ建設費の一部補助等を引き続き行い、町内での整備を促進します。
- 近隣市町所在のグループホームの情報収集に努めるとともに、グループホームの利用希望者に対して、適切に情報提供を行います。
- 自立生活援助については、近隣市町と連携し、事業所の確保に努めます。

5. 相談支援

(1 か月あたり)

サービス	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
	人	人	人
計画相談支援	22	25	28
身体障害者	5	6	7
知的障害者	11	12	13
精神障害者	5	6	7
障害児	1	1	1
地域移行支援	2	3	3
身体障害者	0	1	1
知的障害者	1	1	1
精神障害者	1	1	1
地域定着支援	2	2	2
身体障害者	0	0	0
知的障害者	1	1	1
精神障害者	1	1	1

見込量確保のための方策

- 障害福祉サービスの利用希望者が適切かつ迅速にサービスの利用を開始できるように、相談支援事業所との連携を強化し、サービス等利用計画の適切な作成と質の向上に努めます。
- 相談員の確保とスキルアップを図り、対象者をきめ細かく支援するとともに、個々の利用者の実情に応じたモニタリングの実施に努めます。
- 地域移行支援や地域定着支援のサービス提供体制の確保・充実に努めるとともに、積極的に活用し、施設入所者や長期入院者の地域生活を支援します。また、地域移行支援や地域定着支援について、関係機関への利用方法等の周知を図り、利用しやすい仕組みを検討します。

6. その他の取組み

「発達障害者等に対する支援」においては、ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラムの実施、ペアレントメンターの養成やピアサポート活動の参加者の確保について、大阪府や関係機関等と連携し今後の体制の整備等に向けての検討を行います。

サービス等の種類	令和3年度	令和4年度	令和5年度
ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講者数(人/年)	—	—	—
ペアレントメンターの人数(人・年度末時点)	—	—	—
ピアサポート活動への参加人数(人/年)	—	—	—

「精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築」においては、大阪府や他の関係機関との連携を強化し、適切に協議の場を開催する等の体制構築・拡充に努めます。

サービス等の種類	令和3年度	令和4年度	令和5年度
保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数(回/年)	1	1	1
協議の場への関係者の参加者数(保健、医療、福祉、介護、当事者及び家族等の関係者ごとに、人/年)	1	1	1
保健、医療及び福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数(回/年)	1	1	1

「相談支援体制の充実・強化のための取組み」においては、障害種別や各種ニーズに対応できる総合的・専門的な相談支援体制の強化・充実に努めます。

サービス等の種類	令和3年度	令和4年度	令和5年度
基幹相談支援センターの設置	有	有	有
地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言(件/年)	1	1	1
地域の相談支援事業者の人材育成の支援(件/年)	1	1	1
地域の相談機関との連携強化の取組み(回/年)	1	1	1

「障害福祉サービスの質を向上させるための取組み」においては、審査体制の強化や関係機関との連携、情報共有等に取り組むとともに、各種研修なども活用し、障害福祉サービスの質の向上に努めます。

サービス等の種類	令和3年度	令和4年度	令和5年度
障害福祉サービス等に係る各種研修の活用(人/年)	1	1	1
障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の関係機関の間での共有(回/年)	1	1	1
広域福祉課が実施する障害福祉サービス事業所等に対する指導監査の結果の共有(回/年)	1	1	1

■ 主な障害福祉サービスの概要

	サービス名	内容
介護給付	居宅介護	自宅等において、入浴、排泄、食事の介護など居宅での生活全般にわたる介護を行います。
	重度訪問介護	重度の肢体不自由の方に対する居宅での入浴、排泄、食事の介護のほか、外出の際の移動中の介護など総合的な介護を行います。
	同行援護	視覚障害によって移動に著しい困難がある方に対して、外出の際に必要な情報の提供をはじめとした円滑な移動の援護を行います。
	行動援護	知的障害または精神障害によって行動上著しい困難があるため常時介護が必要な方に対して、行動する際に生じる危険を回避するために必要な援助や外出の際の移動中の介護を行います。
	重度障害者等包括支援	常に介護が必要な方に対する居宅介護その他複数のサービスを包括的に提供します。
	短期入所	介護する方の病気などによって短期間の入所が必要な方に、入浴、排泄、食事の介護等のサービスを提供します。
	生活介護	障害者支援施設等の施設で日中に行われる入浴、排泄、食事の介護や創作的活動、生産活動の機会提供などの援助を行います。
	施設入所支援	施設に入所する方に対して、夜間に入浴、排泄、食事の介護を行います。
	療養介護	医療が必要な方に対して、病院などで日中に行われる機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下での介護や日常生活上の援助を行います。
訓練等給付	自立訓練 (機能訓練・生活訓練)	自立した日常生活や社会生活を行うため、一定期間、身体機能または生活能力の向上のために必要な訓練を行います。
	就労移行支援	一般企業への就労を希望する方に対して、一定期間、生産活動などの機会の提供を通じて、就労に必要な知識や能力向上のために必要な訓練の提供を行います。
	就労継続支援 (A型・B型)	一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
	就労定着支援	就労移行支援等の利用を経て一般就労へ移行した障害者で、就労に伴う環境変化により生活面の課題が生じている方に対して、障害者との相談を通じて生活面の課題を把握するとともに、企業や関係機関等との連絡調整やそれに伴う課題解決に向けて必要となる支援を行います。
	共同生活援助	夜間や休日に共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助を行います。
	自立生活援助	障害者支援施設やグループホーム等を利用していた障害者で一人暮らしを希望する方等に対して、定期的に利用者の居宅を訪問し、生活状況等について確認を行い、必要な助言や医療機関等との連絡調整を行います。
相談支援	計画相談支援	障害福祉サービスを利用するときに必要なサービス等利用計画の作成と、定期的なモニタリングを行います。
	地域移行支援	施設等に入所している人に、住居の確保その他地域における生活に移行するための活動に関する相談や支援を行います。
	地域定着支援	居宅において単身等で生活する人に対して、常時の連絡体制を確保し、緊急の事態等に相談や支援を行います。

第4節 地域生活支援事業の充実

1. 相談支援事業

「障害者相談支援事業」では、障害福祉サービスの利用や日常生活での困りごとについて、障害者本人や家族等からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言等を行うことにより、自立した日常生活及び社会生活が送れるように総合的・継続的に支援します。

「障害者虐待防止センター」では、虐待通報や相談の窓口としての機能のほかに、障害者虐待の防止及びその早期発見のため関係機関との連絡調整を行います。通報・相談体制の充実や、訪問機会等を通じた未然防止・早期発見、通報時の速やかな安全確認や事実確認、終結までの適切な対応、様々な事案の要因分析を通じた実態把握や取組み等の検証、虐待を受けた障害者に対する支援等に努めます。

令和2年4月に設置した「基幹相談支援センター」では、各相談支援事業所と連携を図りながら、地域の中核的な相談支援の拠点として、3障害に対応した総合的な相談業務と、各相談支援事業所への助言等を行います。また、障害を理由とする差別の解消の推進に向け、相談事例や取組みの共有・分析、啓発等の取組みを行います。

「地域自立支援協議会」では、相談支援事業所をはじめとする地域の障害福祉関係機関が連携を図るとともに、地域の障害者等の実態把握、支援に係る地域資源の評価、支援体制の構築や改善等を図り、また、必要に応じて、発達障害者支援センターや高次脳機能障害支援拠点、難病相談支援センター等との連携の確保についても検討を図るなど、広域的な視点で地域課題を解決するための協議を行います。また、地域自立支援協議会では、障害福祉計画等の進捗管理も行います。

「住宅入居等支援事業」では、賃貸契約による一般住宅（公営住宅及び民間の賃貸住宅）への入居の際、保証人がいないなどの理由により入居が困難で支援を必要としている障害者について、入居に必要な調整等の支援、家主等への相談、助言等を行い、障害者の地域生活を支援します。

（設置数・実施の有無）

サービス	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
障害者相談支援事業(委託)	箇所	2	2	2
障害者虐待防止センター	箇所	1	1	1
基幹相談支援センター	実施有無	有	有	有
基幹相談支援センター等機能強化事業	実施有無	無	有	有
地域自立支援協議会	実施有無	有	有	有
住宅入居等支援事業	実施有無	無	無	無

見込量確保のための方策

- 令和2年4月に設置した基幹相談支援センターや相談支援事業所が中心となり、関係機関との連携を図るとともに情報共有を行いながら、専門的な相談支援体制の拡充に努めます。
- 住宅入居等支援事業については、ニーズにより対応することとなるため、計画期間中の状況により事業実施の判断をします。

2. 権利擁護支援事業

「成年後見制度利用支援事業」では、成年後見制度の利用にあたり、必要となる費用を負担することが困難である方に対し、町が費用を負担することにより制度の利用を支援します。

「成年後見制度法人後見支援事業」では、後見等の業務を適正に行うことができる法人を確保できる体制を整備し、法人後見の活動を支援します。

(年間利用者数・実施の有無)

サービス	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
成年後見制度利用支援事業	人	2	2	2
成年後見制度法人後見支援事業	実施有無	無	無	無

見込量確保のための方策

- 研修の実施等により成年後見制度の更なる周知を図るとともに、費用負担が困難なため制度の利用ができない方に対して情報提供を行い、制度の利用を支援します。
- 障害者の権利擁護のために必要な対策をとれるよう体制の強化を図ります。
- 成年後見制度法人後見支援事業については、ニーズにより対応することとなるため、計画期間中の状況により事業実施の判断をします。

3. 意思疎通支援事業等

聴覚、言語機能、音声機能、その他の障害のため意思疎通に支障がある障害者等に、当事者とその他の者の意思疎通を仲介する手話通訳者や要約筆記者の派遣等を行い、意思疎通の円滑化を図ります。

また、手話によるコミュニケーションを保障するうえで必要となる手話通訳者等を確保するため、その基礎となる奉仕員養成研修を実施します。

(年間)

サービス	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
手話通訳者派遣事業(年間利用件数・時間数)	件	4	4	4
	時間	8	8	8
要約筆記者派遣事業(年間利用件数・時間数)	件	2	2	2
	時間	4	4	4
手話通訳者設置事業(実設置者数)	箇所	1	1	1
手話奉仕員養成研修(研修修了者数)	人	6	7	8

見込量確保のための方策

- 手話通訳者及び要約筆記者の確保に努めるとともに、広域的な派遣依頼に対応できるよう他市町との連携を図ります。

4. 日常生活用具給付事業

重度障害者に対し、自立生活支援用具等の日常生活用具を給付すること等によって、日常生活の便宜を図ります。

(年間給付件数)

サービス	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
介護・訓練支援用具	件	2	2	2
自立生活支援用具	件	2	2	2
在宅療養等支援用具	件	5	5	5
情報・意思疎通支援用具	件	3	4	5
排泄管理支援用具	件	510	520	530
住宅改修費	件	1	1	1

見込量確保のための方策

- 給付を希望する方に対して適切に情報提供を行います。

5. 移動支援

屋外での移動が困難な障害者等に対し、外出のための支援を行い、地域における自立生活及び社会参加を促進します。1名の対象者に対してガイドヘルパー1名が支援する個別支援型により実施し、利用者のニーズに対応できるよう事業所と連携して適切なサービスの提供に努めます。

(年間実利用者数・年間利用時間数)

サービス	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	人	時間	人	時間	人	時間
移動支援事業(個別支援型)	15	700	17	900	19	1,100
身体障害者	6	300	7	400	8	500
知的障害者	6	200	6	200	6	200
精神障害者	1	100	2	200	3	300
障害児	2	100	2	100	2	100

見込量確保のための方策

- 利用者の増加に対応できるよう、事業所やガイドヘルパーの確保を図るとともに、制度の適切な運営に努めます。

6. 地域活動支援センター機能強化事業

障害者に対し、創作的活動または生産活動の機会を提供し、社会との交流の促進等を行う通所型施設として、地域生活を支援します。

(年間)

サービス		単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
基礎的事業		箇所	1	1	1
実利用者数		人	17	18	19
機能強化事業	I型	箇所	1	1	1
	II型	箇所	0	0	0
	III型	箇所	0	0	0

見込量確保のための方策

- 今後、利用者のニーズ、事業者の意向等の調整を図り、町内での設置について検討します。

7. その他の事業

「理解促進・研修啓発事業」においては、障害者等の理解を深めるための研修・啓発等を通じて地域住民への働きかけを強化します。

「自発的活動支援事業」においては、障害者等が日常生活や社会生活を営む上で生じる社会的障壁を除去することを目的として自発的に行う活動に対して補助を行います。

「点字・声の広報等発行事業」においては、町広報誌の記事を読み上げて録音し、視覚障害のある希望者に配布します。

「スポーツ・レクリエーション教室開催等事業」においては、障害者・障害児を対象としたスポーツ教室等を開催します。

「訪問入浴サービス事業」においては、一般住宅の浴槽を使用しての入浴が困難な重度身体障害者等に対して、自宅等へ浴槽を搬入して行う訪問入浴サービスを行います。

「日中一時支援事業」においては、昼の時間帯に障害者等に活動の場を提供し、見守りや社会に適応するための日常的な訓練等の支援を行います。

「障害者自動車運転免許取得助成事業」においては、障害者が運転免許を取得する際に要する費用の一部を助成します。

「身体障害者自動車改造助成事業」においては、身体障害者が運転条件を満たすために必要となる自動車の改造に要する費用の一部を助成します。

(実施の有無、年間実利用者数)

サービス	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
理解促進・研修啓発事業	実施有無	有	有	有
自発的活動支援事業	実施有無	有	有	有
点字・声の広報等発行事業	実施有無	有	有	有
スポーツ・レクリエーション教室 開催等事業	実施有無	有	有	有
訪問入浴サービス事業	人	2	2	2
日中一時支援事業	人	1	1	1
障害者自動車運転免許取得助 成事業	人	1	1	1
身体障害者自動車改造助成事業	人	1	1	1

見込量確保のための方策

- 各事業については、適切にサービスが利用できるよう、情報提供に努めます。